

2008年7月18日、ETF「NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信」が東京証券取引所に上場する予定です。当該ETFは、ブラジルの「ボベスパ指数」に連動することを目的に運用される投資信託で、日本で設定される内国ETFです。

## ETFとは？

- ETFは日本語では上場投資信託といえます。「Exchange Traded Fund」の頭文字をとったもので、証券取引所等に上場している投資信託に対し、一般的に用いられる名称です。
- ETFは、一般的に運用方針に沿ってファンドの運用指図等を行う管理会社と信託財産の管理等を行う信託受託者により運営されます。
- ETFは、管理会社により「特定の株価指数等（※）」と「ETFの一口あたりの純資産」の連動を目指して運用されます。

※特定の株価指数等とは、株価指数や商品の価格等をいいます。

### 特徴1 連動を目指す特定の株価指数等の対象に広く分散投資していることになります。

- ▶リスク分散の効果があります。

### 特徴2 少額・低コスト

- ▶コストには、保有コストと売買コストがあります。

【保有コスト】信託報酬は、一般的に非上場投資信託より低くなっています。

【売買コスト】通常、投資家が証券会社に支払う売買手数料は株式並みとなります。

### 特徴3 株式と同じようにリアルタイムで売買できます。

- ETFに投資するにあたっての留意事項は一般的に次のようなものがあります。

- ①元本保証はされていません。
  - ②ETFの一口あたりの純資産額と連動を目指す特定の株価指数等が乖離する可能性があります。
  - ③市場価格とETFの一口あたりの純資産額が乖離する可能性があります。
- ※その他については、「投資リスク」の欄や目論見書等にてご確認ください。

## 基礎情報 2008年6月現在

銘柄名	NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信
銘柄コード	1325（新証券コード（ISIN）：JP3046800003）
特定の株価指数等	ブラジル ボベスパ指数（IBOVESPA）
投資対象	当面は、対象株価指数に連動する投資成果を目的として発行された有価証券等に投資。
上場取引所	東京証券取引所（他の上場取引所：なし）
上場日	平成20年7月18日（予定）
売買単位	100口
信託報酬	年0.9975%（税込）
計算期間	毎年7月9日から翌年7月8日まで
分配金支払基準日	7月8日 (注) 当該信託は当面の間、指数連動型有価証券のみに投資する方法を採用する予定であり、当該運用方法を継続する間は、分配金額がゼロとなることが想定されます。
管理会社	野村アセットマネジメント株式会社
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社

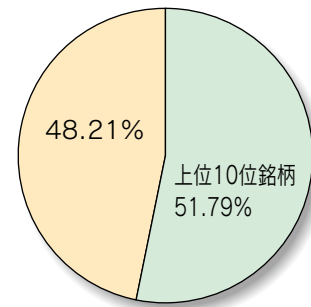
(注) 信託報酬のほか、受益者負担となり信託財産中から支払うものとして、租税や信託事務の処理に要する諸費用、立替金の利息、上場に係る費用、対象株価指数についての商標使用料、組入有価証券の売買委託手数料、監査費用、各費用にかかる消費税などがあります。

## 連動対象について

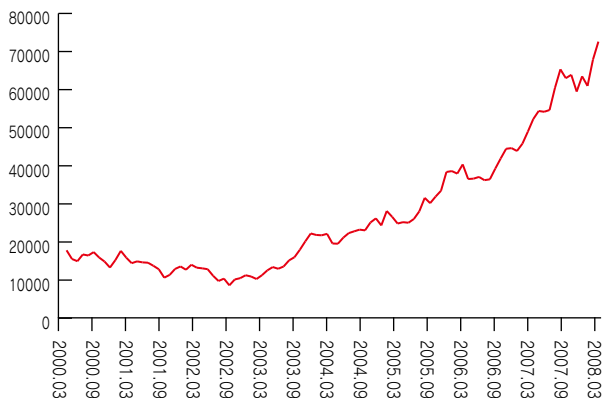
- ボベスパ指数は、ブラジル・サンパウロ証券取引所(略称“ボベスパ”)により算出・公表されているブラジルを代表する株価指数です。現在66銘柄で構成されており、その時価総額は上場銘柄全体の約75%を占めています。
- 流動性指標(売買回数・売買代金)による加重平均指数であり、配当込みのトータル・リターン指数です。
- 1968年2月1日を基準日とし、その日の指数値を100として算出されています。

## 対象指数の主な構成銘柄(上位10位)

※2008年5月末現在



## 対象指数の推移 2008年5月末現在



発行体名	産業グループ	比率
1 ブラジル石油公社(優先株)	エネルギー	15.35
2 コンパニア・ヴァリ・リオドセ(優先株)	マテリアルズ	12.09
3 ブラテスコ銀行	銀行	3.69
4 パンコ・イタウ・ホールディング・ファイナセira	銀行	3.14
5 コンパニア・ヴァリ・リオドセ(普通株)	マテリアルズ	3.12
6 ウジナス・シテルジカス・テ・ミナスジェライス	マテリアルズ	3.08
7 ジェルダウ	マテリアルズ	3.03
8 コンパニア・シテルジカ・ナシオナル	マテリアルズ	2.82
9 ブラジル石油公社(普通株)	エネルギー	2.80
10 ウニバンコ	銀行	2.66

## ETF情報入手一覧

当該ETFに関する情報を入手できるページをまとめて表示しております。ご覧になりたいページのURLをクリックしてご利用ください。

### サンパウロ証券取引所(ボベスパ) 英語公式ホームページ

ボベスパ指数を算出しているサンパウロ証券取引所のホームページです。

▼ボベスパ指数(ブラジル・リアル建て)のリアルタイム情報…トップページの右上グラフ

<http://www.bovespa.com.br/indexi.asp>

▼指数概要、算出要領、構成銘柄(全銘柄、理論数値、ウェイト)

<http://www.bovespa.com.br/Market/indbovi.shtml>

### 東京証券取引所 日本語公式ホームページ

▼ETFの市場価格(円建て)

[東証上場ETF一覧] <http://www.tse.or.jp/rules/etf/meigara.html>

(注) 検索される場合には、ETFの銘柄名をクリックしてください。

▼一口あたりの純資産額、対象指数との乖離率、ファンドの組入銘柄等

[適時開示情報閲覧サービス] <http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html>

### 野村アセットマネジメント株式会社 ETF専用ページ

ファンドを運用する管理会社・野村アセットマネジメント株式会社のETF専用ページです。

▼商品概要や一口あたりの純資産額、市場価格等

<http://nextfunds.jp/top.html>

### Bloomberg日本語公式ホームページ

金融情報ベンダーのBloomberg(ブルームバーグ)のホームページから、以下の情報を入手することが可能です。

▼ボベスパ指数の値(ブラジル・リアル建て)

<http://www.bloomberg.com/apps/quote?T=jpquote.wm&ticker=IBOV%3AIND+&x=18&y=12>

▼対円為替レート一覧(「北・中南米」を選択、「BRL-JPY」欄参照)

[http://www.bloomberg.co.jp/markets/currencies/americas\\_currencies.html](http://www.bloomberg.co.jp/markets/currencies/americas_currencies.html)

Bloombergにおけるティッカーコードは「IBOV:IND」です。

トップページ(<http://www.bloomberg.co.jp/>)左上の白いボックス「コード入力」欄に、コードをご入力いただくことで情報取得も可能です。

## 投資リスク

### 《基準価額の変動要因》

#### ■主な変動要因■

##### [株価変動リスク]

◆ファンドは、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指す投資を行なうことを基本としますので、株価変動等の影響を受けます。また、ファンドが実質的に投資する国の株式市場は、先進国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

##### [為替変動リスク]

◆ファンドは円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。  
また、為替変動リスクを軽減させるための為替ヘッジは、原則として行ないませんので、ファンドの基準価額は為替変動の影響を大きく受けます。

##### [カントリーリスク]

◆ファンドが実質的に投資する国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策や税制の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性があります。

#### ■その他の変動要因■

##### [信用リスク]

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券等の発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

##### [有価証券の貸付等におけるリスク]

◆ファンドが実質的に行なう有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

### 《対象株価指数と基準価額の乖離要因》

ファンドは、指数連動有価証券または対象株価指数に採用されている銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式もしくは株価連動有価証券（以上を総称して、「指数連動有価証券等」といいます。）を原則として高水準に組み入れて運用し、基準価額が日本円換算した対象株価指数と高位に連動することを目指しますが、次のような要因があるため、日本円換算した対象株価指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①指数連動有価証券等の売買単位未満の金銭を保有するなどの影響で組入比率が必ずしも100%とはならないこと
- ②資金の流入から実際に指数連動有価証券等を買付けするためのタイミングのずれ
- ③指数連動有価証券等の売買・評価価格と対象指標とのずれ（指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下した場合等も含まれます。）
- ④ポートフォリオ構成の調整や指数連動有価証券または株価連動有価証券が満期近くとなった場合の銘柄入れ替え時等における売買コストの負担があること
- ⑤信託報酬等のコスト負担があること

### 《その他の留意点》

- ◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◆市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- ◆ファンドは、金融証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象株価指数や基準価額と一致した推移とならず、一般に乖離を生じます。ファンドの信託金限度額は、他の上場投資信託に比較して少額であるため、ファンドの取引価格と対象株価指数や基準価額との乖離は、相対的に大きなものになる可能性があります。
- ◆「交換」によって受益者に交付または振替される指数連動有価証券および株価連動有価証券は、一般に上場されておらず、流動性・換金性に乏しい場合があります。
- ◆分配金は前記の「分配方針」に基づいて委託会社が決定しますが、配当等収益がない又は少額の場合等、分配金額がゼロとなる場合があります。特に、指数連動有価証券のみに投資する方法で運用する間は、配当等収益の額が僅少になることが考えられます。その場合には、分配金額はゼロとなることが想定されます。
- ◆取得申込みに伴う指数連動有価証券または株価連動有価証券への投資ができない場合は、受益権の取得申込みの受け付けを停止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことがあります。

ファンドは、有価証券に投資しますので基準価額は変動します（また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。）。したがって、元金が保証されているものではありません。

## 課税上の取扱い

### ①個人の受益者に対する課税

#### ●受益権の売却時

<平成20年12月31日まで>

原則として、譲渡益については、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率が適用されます。源泉徴収口座を選択した場合、所得税、地方税ともに軽減税率により源泉徴収され、申告が不要となります。

<平成21年1月1日以降>

原則として、譲渡益については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は以下の特例措置があります。

[平成21年1月1日から平成22年12月31日まで（2年間の特例措置）]

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その各々の年分の上場株式等の譲渡益の金額の合計額が500万円までは10%の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の率により源泉徴収され申告不要の特例があります。

上記年分の譲渡益の金額の合計額が500万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません（確定申告による申告分離課税となります）ので、20%の税率となります。

#### ●収益分配金の受取り時

<平成20年12月31日まで>

原則として、分配金の受取り時に、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率により源泉徴収され、申告が不要となります。なお、総合課税を選択することもできます。

<平成21年1月1日以降>

原則として、分配金の受取り時に、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は以下の特例措置があります。

[平成21年1月1日から平成22年12月31日まで（2年間の特例措置）]

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、分配金に対して10%（所得税7%、地方税3%）の税率により源泉徴収が行われます。その各々の年分の分配金を含む上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（個々のファンド・銘柄毎に年間の分配金・配当金の額が1万円以下の場合は合計額の計算から除外します。）までは10%の税率が適用され、その場合には申告不要の特例があります。上記年分の分配金等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません（確定申告が必要となります）。なお、この場合には、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した場合は、100万円を超える部分は20%の税率となります。

#### ●受益権と有価証券との交換時

受益権と有価証券との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

#### ●譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例の創設

平成21年1月1日から、譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の仕組みが導入されます。売却時及び交換時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り）との通算が可能となります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### ②法人の受益者に対する課税

#### ●受益権の売却時

受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### ●収益分配金の受取り時

益金不算入制度は適用されません。

#### ●受益権と有価証券との交換時

受益権と有価証券との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

●当資料は、作成時におけるETFの概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としているものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

●ETFは値動きのある有価証券を投資対象としますので、連動対象である株価指数等および外国為替相場の変動、組入る有価証券の価格の変動、組入る有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差し入れた保障金以上の損失が生ずるおそれがあります。

●ETFの売買が行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。

●当資料は、2008年6月現在の内容です。その以後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、この資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。当社は、当資料及び当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。

●本資料の一切の権利は当社に属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。

株式会社東京証券取引所

上場部 商品企画担当 Tel 03-3666-0141 (代) product\_01@tse.or.jp

© 2008 Tokyo Stock Exchange, Inc. All Rights Reserved.